

再 送

調査回答期限の記載に誤りがありました。

(誤) 令和5年8月21日(日) → (正) 令和5年8月21日(月)

事務連絡
令和5年8月3日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人 東京都薬剤師会

感染症法改正に伴う「医療措置協定」締結等に向けた
調査について(協力依頼)

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきまして、東京都保健医療局感染症対策部より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和4年12月の感染症法改正に伴い、令和6年4月1日から、都道府県と医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業)が、それぞれの機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を直接締結する仕組み等が法定化されます。

今般、協定締結の協議を行うにあたり、事前に医療機関の状況を確認するための調査を実施することとなり、その調査協力の依頼が参りました。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、添付の「別紙2」をご覧ください、下記 URL または QR コードから東京都保健医療局へ直接アクセスし、ご回答いただくよう貴会会員へのご周知方よろしく願い申し上げます。

なお、本調査の回答をもって協定締結の可否になるものではないことを申し添えます。

記

1. 回答先URL :

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>



都内薬局管理者宛の通知に記載がある送付資料の内「別紙1」、「別紙3」「参考資料」につきましては東京都薬剤師会ホームページ>お知らせ>2023年8月3日に掲載しております。

2. 調査回答期限 : 令和5年8月21日(月) 23:59

3. 問合せ先:東京都保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課

03-5320-5880

担当事務局 : 東京都薬剤師会 薬局業務課

5保医感二第202号

令和5年8月1日

都内薬局管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長

加藤 みほ

(公印省略)

「医療措置協定」締結等に向けた調査について

日頃から、都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定に関し、令和5年5月26日付厚生労働省事務連絡において、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が示されたところです。

つきましては、下記のとおり、ガイドライン記載の「事前調査」を実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の回答をもって協定締結の可否の回答になるものではありません。

記

1 送付資料

- (1) 別紙1 「医療措置協定」締結等に向けた調査記入要領(薬局用)
- (2) 別紙2 「医療措置協定」締結等に向けた調査にご協力をお願いします
- (3) 別紙3 「医療措置協定」締結等に向けた調査票(エクセル表)
- (4) (参考資料)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の一部改正について

2 調査内容(概要)

- ・医療機関の基本情報
- ・自宅療養者等への医療等の提供に関すること
- ・个人防护具の備蓄に関すること

3 回答方法及び回答期限

- (1) 以下の URL にアクセスいただき、東京都共同電子申請・届出サービスにて御回答をお願いいたします。

右記 QR コードからもアクセス可能です。



(URL : <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>)

上記サービスでの回答が困難な場合は、別紙 3 エクセル表にて回答いただいても構いません。提出の際には、メールの件名を「医療措置協定の締結に向けた調査(会社名)」としてください。

(提出先アドレス : S1150705@section.metro.tokyo.jp)

- (2) 回答期限

令和 5 年 8 月 2 1 日 (月曜日)

4 問い合わせ先

- (1) 本調査の実施に関すること

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当
03-5320-5880 (直通)

- (2) 調査票の内容について

- 自宅療養者等への医療等の提供に関すること

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当
03-5320-5880 (直通)

- 个人防护具の備蓄に関すること

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第一課 物資管理担当
03-5320-4214 (直通)

「医療措置協定」締結等に向けた調査
記入要領（薬局用）

【調査の回答方法について】

- 下記の URL から「東京都共同電子申請・届出サービス」にアクセスして回答してください。

URL : <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>

QR コード :



- 操作方法

入力フォームに必要事項を入力した後、「回答内容の確認に進む」ボタンを押してください。

途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「回答内容を一時保存する」ボタンを押してください。

- 注意事項

〈必須〉の記載がある項目は、必ず入力してください。

機種依存文字（半角カナ、丸付き数字、ローマ数字、「崎」など）は使用しないでください。

入力されているとエラーになります。

- 回答は個人のスマートフォンやパソコンからでも可能です。
- 回答後の「到達番号」・「問合せ番号」は、状況の確認に必要ですので、必ずお控えください。
- インターネット環境がない等の理由で回答できない場合は、下記担当部署にご連絡ください。
（本サービスでの回答が困難な場合は、別紙3エクセル表にて回答いただいても構いません。
提出の際には、メールの件名を「医療措置協定の締結に向けた調査（会社名）」としてください。）

〈本調査の実施に関するお問い合わせ〉

感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当 03-5320-5880（直通）

※調査の内容については記載の担当部署にお問い合わせください。

『医療措置協定』締結等に向けた調査にご協力をお願いします

令和4年12月に感染症法が改正され、都道府県と医療機関（※）が、その機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組み等が法定化されました。（改正感染症法は令和6年4月1日から施行）

（※）医療機関とは、病院、診療所、薬局、訪問看護事業

協定締結の協議を行うにあたり、事前に**医療機関の状況を確認するため、調査（事前調査）**を実施します。

調査にご協力をよろしくお願いいたします。

（本調査の回答をもって協定締結の可否の回答になるわけではありません。）

専用Webフォームから回答をお願いします。

URL :

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689665699965>



回答期限：令和5年8月21日

【今後のスケジュール】

今回の調査（事前調査）

令和5年8月21日 回答期限

締結に向けた協議

令和5年9月下旬～令和6年1月
医療機関との個別協議を実施

協定締結

令和6年2月～3月

＜参考資料＞

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001102407.pdf>

○「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

医療措置協定等についてのQ&A

【医療措置協定について】

Q1：医療措置協定とは？

令和4年12月に改正された感染症法により、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化されました。この協定のことを医療措置協定といいます。

Q2：医療措置協定は締結しなければならないのですか？

改正感染症法では、都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときに医療措置協定を締結するものとされています。なお、協議を求められた医療機関の管理者は、その協議に応じなければならないとされていますので、協議に際しては、ご理解とご協力をお願いします。

Q3：協定の内容について教えてほしい。

協定の主な内容は「感染症等発生等公表期間において医療機関が講ずるべきもの」「平時における準備」「措置に要する費用の負担」「協定の有効期間」です。

Q4：協定の締結はどのように行うのですか？

感染症法施行規則では、協定の締結は、書面（電磁的記録を含む。）により行うものとされています。協定締結の詳細については、決まり次第お知らせします。

【本調査（事前調査）について】

Q5：調査の目的は何ですか？

医療機関の状況を確認し、医療措置協定の締結に向けた協議や都の予防計画の策定に役立てるために実施するものです。

Q6：調査に回答すると協定を締結することになりますか？

調査に回答したことによって、協定が締結されることはありません。また、回答した内容がそのまま直ちに協定の内容に反映されることもありません。

Q7：个人防护具の備蓄量の目安が知りたい。

厚生労働省のガイドラインでは、个人防护具の備蓄量について、医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）の使用量の2ヵ月分以上が推奨されています。薬局についてはガイドラインにおいて、備蓄量の目安が示されてはいませんが、備蓄を予定される場合には、新型コロナ対応時に実際に使用した数量（2ヵ月間）が一つの目安と考えられます。なお、医療措置協定においては、个人防护具の備蓄は任意事項とされています。

【問合せ先】

《本調査の実施に関すること・自宅療養者等への医療等の提供に関すること》

東京都保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援担当 03-5320-5880（直通）

《个人防护具の備蓄に関すること》

東京都保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 物資管理担当 03-5320-4214（直通）